

新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて (2/10更新)

感染が拡大している新型コロナウイルスに関する主な商品の補償の取扱いをご案内いたします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）における「感染症」は、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新感染症」に分類されており、新型コロナウイルスによる感染症は、2020年1月28日の政府閣議決定により、2020年2月1日付けで感染症法に規定する「指定感染症」※に指定されました。

※「**新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律**」の施行（2021年2月13日）以降は、法律上「**新型インフルエンザ等感染症**」となりますが、下記商品の取扱いについては変更ありません。

セコム損害保険株式会社

記

1. 保険金のお支払い対象となる商品

下表のとおりとなります。（2021年1月以降を始期とする契約） < 2020年12月以前を始期とする契約は、[こちら](#) >

商品（特約）	概要
所得補償保険	疾病に起因するものとして所定の条件を満たす場合には、保険金のお支払い対象となります。
医療費用保険	
あんしん家族（注）の生活総合保険特約における「キャンセル費用補償条項」	
労働災害総合保険	労災認定された場合、保険金のお支払い対象となります。
各種傷害保険の「特定感染症危険」後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約」	一類感染症、二類感染症および三類感染症に加え、新型コロナウイルス感染症も保険金のお支払い対象となります。
普通火災保険、店舗総合保険の「休業損失補償特約」	保険の対象となる施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合などで休業を余儀なくされ、行政機関による措置が実施され所定の条件を満たすときは、14日間・500万円を限度として保険金のお支払い対象となります。 ※ 施設での感染等を伴わない自主休業等は対象外です。
企業費用・利益総合保険の「食中毒感染症利益補償特約」	新型コロナウイルス感染症に罹患した者が保険の対象となる施設にいたことなどにより行政機関による措置が実施された場合で所定の条件を満たすときは保険金（20万円）のお支払い対象となります。 ※ 施設での感染等を伴わない自主休業等は対象外です。
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、セコム安心 総合賠償責任保険（店舗特別約款付帯の賠償責任保険）の「食中毒・感染症利益補償特約」	

（注）生活総合保険特約付帯の普通傷害保険・家族傷害保険をいいます。

【「入院」の取扱いについて】

お支払いの要件に「入院」を定めている場合において、医師の指示により自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で療養する場合も「入院」として取り扱います。

2. 保険金のお支払い対象とならない主な商品

上記1. に記載した商品（特約）以外は、保険金のお支払い対象となりません。

以上